

指定管理者制度導入施設 管理運営状況(令和6年度)

基本情報

施設名称 (愛称)	滋賀県立長寿社会福祉センター				
HPアドレス	http://www.shigashakyo.jp/tyoju/index.html		(建物外観等)  ←長寿社会福祉センター本館  大教室→		
電話番号	077-567-3921				
所在地	草津市笠山七丁目8番138号				
設置目的	明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。				
所 管	部局	健康医療福祉部			
	課等	医療福祉推進課			
設置年月		平成5年7月			
土 地	敷地面積	23,806.21㎡	避難所指定等	-	
	市街化区域	市街化区域	防災拠点指定等	-	
	用途地域	第1種中高層住宅専用地域、 第1種住居地域	文化財指定	-	
建 物	延床面積	6,024.5㎡	再生エネルギー等	-	
	取得価額	2,800,687,470円	自家発電設備	有	
運 営	運営方法	指定管理	バリアフリー	障害者用エレベーター	有
	運営時間	9:00～21:00		多目的トイレ	有
	休館日	日曜日、祝日、年末年始		オストメイト対応トイレ	有
駐車台数		100台		車いす使用者用駐車場	9台

特記事項
指定管理者:社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

施設概要

[illegible]

指定管理者管理運営状況（令和3年度～令和6年度）

指定管理者管理運営状況

年度	指定管理者	指定管理期間
R6年度	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
R5年度		
R4年度		
R3年度		

成果情報	R3	R4	R5	R6	備考
利用可能日数(単位:日)	291	292	291	298	
年間利用人数(単位:人)	58,616	56,386	57,614	58,498	
1日あたり利用人数(単位:人/日)					
年間収入(単位:円)					
1日あたり収入(単位:円/日)					

収入・支出実績 (単位:円)	R3	R4	R5	R6	備考
収入①	132,723,772	140,671,192	158,805,948	148,720,706	
施設利用収入	25,865,772	31,945,192	42,446,948	35,418,706	
指定管理料	106,858,000	108,726,000	116,359,000	113,302,000	
その他収入	0	0	0	0	
支出②	154,774,703	135,807,357	159,530,358	149,729,740	
人件費	41,395,412	45,155,538	47,302,391	41,374,025	
施設管理費	68,705,955	53,758,581	66,470,837	61,255,323	
事業費	44,673,336	36,893,238	45,757,130	47,100,392	
収支 ①-②	-22,050,931	4,863,835	-724,410	-1,009,034	

モニタリング実施状況(令和6年度)

報告書の別	内 容
年度報告	年次事業報告書(令和7年4月報告)
月例報告	月例業務報告書(毎月報告)
実地調査	令和6年10月、令和7年3月 実施
実地調査等の概要	【令和6年10月】 指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、実地調査を実施 安全の確保、法令等の遵守、利用の拡大・サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組、管理業務を適切に実施するための体制等について、書類や従業員ヒアリング等により確認 管理業務は適正に実施されていた。 【令和7年3月】 令和6年10月と同様に実地調査を実施 管理業務は適正に実施されていた。今後、修繕が必要な箇所について確認した。 【その他】 年次事業報告書、月例業務報告書により、管理業務が適正に実施されていることを確認した。

利用者ニーズの把握

手法・実施時期	施設(貸館)利用の都度、利用する団体等の代表者へアンケート調査を実施
実施内容	利用者アンケート
調査結果	・施設を利用する団体等の代表者に対してアンケート調査を行ったところ、満足度は、「満足」「やや満足」を合わせて93%となっており、高い評価を得ている。 ・その他の項目でも、清掃状況については「満足」「やや満足」を合わせて96%、案内表示については90%と、概ね高評価となっており、また、全体および個別項目ともに「やや不満」「不満」との回答はなかった。

工夫・成果のあった点、運営上の課題

・利用者アンケートにおいて、比較的満足度は高く、自由記述においても謝辞等が記載されていることから、利用者の視点に立った運営ができていると評価できる。

・施設や設備に関しては、「滋賀県県有施設点検マニュアル」に従った点検、保守を行うとともに、点検結果をもとに小修繕等を適切に行うことで、良好な状態を維持している。

・一方で、施設や設備の経年劣化に伴い、小修繕では対応しきれない補修箇所が増えることが懸念される。中長期的な施設の保全計画を適時見直して、大規模修繕等を行っていく必要がある。